



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
第 8 9 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (169) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (170) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (171) (〃) 2
	県統計調査の実施 (172) (子育て応援課) 3
	国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数 (173) (医療指導課) 3
	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更 (174) (緑豊かな自然課) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (175) (くらしの安心推進課) 4
	とっとりバイオフロンティアの利用料金の一部改正 (176) (産業振興課) 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (177) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (178) (〃) 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (179) (会計指導課) 7
	使用料等の収納事務の委託 (180) (〃) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 8
◇ 雑 報	平成30年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) 10

告 示

鳥取県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所及び薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
医療法人社団 りつ歯科医院	米子市夜見町2279-2	平成30年2月1日
サフラン薬局	米子市東町282	平成30年3月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社エルスリー	鳥取市湖山町東四丁目61	訪問看護ステーション コムパートナーズ	鳥取市湖山町東四丁目61	平成30年2月1日

鳥取県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目109	平成3年10月15日

鳥取県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
クリニック三上歯科	米子市昭和町76	平成29年5月4日

鳥取県告示第172号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県おうちで子育てサポート事業に係るアンケート調査
- 2 調査の目的
市町村の行う在宅育児世帯への支援事業の利用者の意識等を把握し、当該事業を行う市町村を応援する「鳥取県おうちで子育てサポート事業」の効果の検証を行う。
- 3 調査対象の範囲
平成30年度に県内市町村の行った在宅育児世帯への支援事業の利用者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 利用者の状況
 - イ 在宅育児世帯への支援事業の利用による影響等について
 - ウ 今後の生活設計について
 - (2) その基準となる期日又は期間
調査票の記入日
- 5 報告を求める者
調査対象の全数 320人
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県のホームページでの電子アンケート並びに市町村窓口でのアンケート調査票の配布及び回収
- 7 報告を求める期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課のホームページで公表する。

鳥取県告示第173号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、平成30年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.7846627072411
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.7837703748693
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.7663816516913
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第174号

平成29年鳥取県告示第222号（第12次鳥獣保護管理事業計画について）により告示した第12次鳥獣保護管理事業計画を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第175号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	平成30年5月8日（火）	午後1時から午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成30年5月11日（金）	午前10時から午後3時まで	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	平成30年5月15日（火）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
東伯郡三朝町	平成30年5月18日（金）	午後1時から午後3時まで	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール

鳥取県告示第176号

平成26年鳥取県告示第256号（とっとりバイオフィロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成30年3月13日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア 実験室等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 動物飼育室において、実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等を行う場合は、1ケージ1日につき40円を別途徴収する。この場合において、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の</p>	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア 実験室等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 動物飼育室及び鳥取大学臨床実験施設5階動物飼育室において、実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等を行う場合は、1ケージ1日につき40円を別途徴収する。この場合において、利用期間が1日</p>

端数があるときは、1日として計算するものとする。

イ 略

(2) 略

2 略

別記1

1 一般機器

クリーンベンチ

安全キャビネット

ドラフトチャンバー

オートクレーブ

小型冷却遠心機

スイング型冷却遠心機

大型遠心分離機

遺伝子導入装置

倒立型蛍光顕微鏡

倒立型生物顕微鏡

実体顕微鏡

生物顕微鏡

オールインワン顕微鏡

ゲル撮影装置

微量サンプル計測設備

PCRマシン

分光光度計

蛍光実体顕微鏡

実験用器具自動洗浄機

CO₂インキュベーター（区画ごとの貸出しを行うもの）

2 専門機器

リアルタイムPCR

パラフィン包埋ブロック作製装置

マイクローム

遺伝子抽出装置

感染防止対策用クリオスタット

プレートリーダー

マイクロダイセクション

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

小型動物麻酔器

動物組織固定装置

密閉式自動固定包埋装置

バイオサンプル粉碎装置

未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

イ 略

(2) 略

2 略

別記1

1 一般機器

クリーンベンチ

安全キャビネット

ドラフトチャンバー

オートクレーブ

小型冷却遠心機

スイング型冷却遠心機

大型遠心分離機

遺伝子導入装置

倒立型蛍光顕微鏡

倒立型生物顕微鏡

実体顕微鏡

生物顕微鏡

オールインワン顕微鏡

ゲル撮影装置

微量サンプル計測設備

PCRマシン

分光光度計

蛍光実体顕微鏡

ビニールアイソレーター

小型CO₂インキュベーター

実験用器具自動洗浄機

CO₂インキュベーター（区画ごとの貸出しを行うもの）

2 専門機器

リアルタイムPCR

パラフィン包埋ブロック作製装置

マイクローム

遺伝子抽出装置

感染防止対策用クリオスタット

プレートリーダー

マイクロダイセクション

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

小型動物麻酔器

動物組織固定装置

密閉式自動固定包埋装置

バイオサンプル粉碎装置

全自動万能型回転マイクロトーム パラフィン伸展器 インキュベータ顕微鏡 超遠心分離機 血液生化学分析機 多検体サンプル粉碎器 発光ライブセルイメージングシステム 培養細胞リアルタイム発光計測装置 化学発光・蛍光検出機 超音波サンプル粉碎器 セルアナライザ 高感度冷却CCDカメラ プログラムフリーザー 別記2・別記3 略	全自動万能型回転マイクロトーム パラフィン伸展器 インキュベータ顕微鏡 超遠心分離機 血液生化学分析機 多検体サンプル粉碎器 発光ライブセルイメージングシステム 培養細胞リアルタイム発光計測装置 化学発光・蛍光検出機 超音波サンプル粉碎器 セルアナライザ 高感度冷却CCDカメラ プログラムフリーザー <u>In vivo 発光イメージングシステム</u> <u>マイクロインジェクションシステム</u> <u>マイクロインジェクション針調整機</u> 別記2・別記3 略
---	--

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 和貴	デイサービス センターかず き	西伯郡大山町 押平747-1	平成30年2月28日	平成30年3月31日	通所介護
松浦 孝夫	皆生堂薬局	米子市皆生三 丁目12-5	平成30年3月6日	平成30年3月1日	居宅療養管理 指導
門脇 孝幸	はまなす薬局	米子市富益町 1130	平成30年3月12日	平成30年3月31日	〃
医療法人養和 会	養和病院短期 入所生活介護 施設	米子市上後藤 三丁目5-1	平成30年3月13日	〃	短期入所生活 介護
米子医療生活 協同組合	COOPヘル パーステー ション虹	米子市博労町 三丁目80-1	平成30年3月14日	平成30年4月9日	訪問介護

鳥取県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告

示する。

平成30年3月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 和貴	デイサービス センターかず き	西伯郡大山町 押平747-1	平成30年2月28日	平成30年3月31日	介護予防通所 介護
松浦 孝夫	皆生堂薬局	米子市皆生三 丁目12-5	平成30年3月6日	平成30年3月1日	介護予防居宅 療養管理指導
門脇 孝幸	はまなす薬局	米子市富益町 1130	平成30年3月12日	平成30年3月31日	〃
医療法人養和 会	養和病院短期 入所生活介護 施設	米子市上後藤 三丁目5-1	平成30年3月13日	〃	介護予防短期 入所生活介護
米子医療生活 協同組合	ＣＯＯＰヘル パーステー ション虹	米子市博労町 三丁目80-1	平成30年3月14日	平成30年4月9日	介護予防訪問 介護

鳥取県告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
警察署の平成30年度予算に係る支出負担行為に関する確認事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県警察本部警務部会計課
室長補佐 白枝 みのり
- 3 委任期間
平成30年3月26日から同月30日まで

鳥取県告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社しんきん情報サービス
株式会社セコマ
株式会社セーブオン
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート

株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン
ヤフー株式会社

2 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月27日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 濱 崎 公 嗣

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立鳥取湖陵高等学校CAD実習室Ⅱパソコンほか

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年7月1日から平成35年6月30日まで

(4) 納入期限

平成30年6月29日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年4月4日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年3月27日（火）から同年5月11日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）

までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付
出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成30年3月27日（火）から同年5月11日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）
までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て
が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな
いこと。
- (5) 本件調達に示した物品を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者で
あって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに
提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成30年3月27日（火）から同年4月23日（月）までの日（日曜日及び土曜
日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平
成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事
業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）
により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年5月11日（金）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（木）午
後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しな
ければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年4月23日
（月）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで

に納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) April 23, 2018 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 11, 2018 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

(May 10, 2018 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo High School 3-250 Koyamacho
Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941, Japan

TEL : 0857-28-0250

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって平成30年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって平成30年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成30年3月27日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間	試験会場（予定）

第1回	甲種、乙種、丙種	平成30年6月17日（日）午前10時から	書面申請	平成30年4月13日（金）から同月27日（金）まで	鳥取県立倉吉未来中心
	電子申請		平成30年4月10日（火）午前9時から同月24日（火）午後5時まで		
第2回	〃	平成30年6月24日（日）午前10時から	書面申請	平成30年4月13日（金）から同月27日（金）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
	電子申請		平成30年4月10日（火）午前9時から同月24日（火）午後5時まで		
第3回	〃	平成30年10月14日（日）午前10時から	書面申請	平成30年8月20日（月）から同年9月3日（月）まで	〃
	電子申請		平成30年8月17日（金）午前9時から同月31日（金）午後5時まで		
第4回	〃	平成30年10月20日（土）午前10時から	書面申請	平成30年8月20日（月）から同年9月3日（月）まで	鳥取県立倉吉未来中心
	電子申請		平成30年8月17日（金）午前9時から同月31日（金）午後5時まで		
第5回	乙種	平成31年2月10日（日）午前10時から	書面申請	平成30年12月7日（金）から同月21日（金）まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉体育文化会館、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
	電子申請		平成30年12月4日（火）午前9時から同月18日（火）午後5時まで		
第6回	乙種（4類に限る。）	平成31年3月17日（日）午前10時から	書面申請	平成31年1月21日（月）から同年2月4日（月）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
	電子申請		平成31年1月18日（金）午前9時から同年2月1日（金）午後5時まで		

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種	平成30年7月22日（日）午前9時30分から	書面申請	平成30年5月18日（金）から同年6月1日（金）まで	鳥取県庁、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成30年5月15日（火）午前9時から同月29日（火）午後5時まで	
第2回	〃	平成30年11月25日（日）午前9時30分から	書面申請	平成30年9月21日（金）から同年10月5日（金）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	平成30年9月18日（火）午前9時から同年10月2日（火）午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごと

の受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
倉吉市駄経寺町212-5	鳥取県立倉吉未来中心
倉吉市山根530-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千520	鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター (ポリテクセンター米子)
米子市末広町304	鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

ア 受験願書受付期間の最終日が平成30年4月30日までのもの

- (ア) 甲種 5,000円
- (イ) 乙種 3,400円
- (ウ) 丙種 2,700円

イ ア以外のもの

- (ア) 甲種 6,500円
- (イ) 乙種 4,500円
- (ウ) 丙種 3,600円

(2) 消防設備士試験

ア 受験願書受付期間の最終日が平成30年4月30日までのもの

- (ア) 甲種 5,000円
- (イ) 乙種 3,400円

イ ア以外のもの

- (ア) 甲種 5,700円
- (イ) 乙種 3,800円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部
電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)
ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。
- (2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。
- (3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。